令和6年3月1日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報!

Tel 04-7141-5039

クレジットカード会社からの請求明細書 インボイスに該当しないので要注意!

クレジットカード会社がそのカードの利用者に交付する請求明細書等は、そのカード利用者である事業者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者(カード加盟店)が作成・交付する書類ではなく、<u>当該他の事業者(カード加盟店)の氏名又は名称及び登録番号が記載された書類にも該当しないため、消費税法第30条第9項に規定する請求書等には該当しません。</u>

したがって、クレジットカード会社の作成した請求明細書を保存することにより<u>仕入税</u> <u>額控除の適用を受けることはできません。</u>この場合、課税資産の譲渡等を行った他の事業 者(カード加盟店)から受領した適格請求書を保存することで、仕入れ税額控除の適用が 認められます。

インボイス制度開始後においても、<u>クレジットカード請求明細書は、一般的にインボイス記載事項を満たす書類には該当しないため、その保存のみで仕入税額控除はできません。</u> 購入時の領収書等が、消費税法上の請求書等(簡易インボイス)に該当し、これを保存することで、仕入税額控除できます。

ただし、「NO553 インボイス制度について⑥」で説明した少額特例の対象となる取引や、「NO556 インボイス制度について⑧」で説明した公共交通機関特例、出張旅費等特例など、インボイス保存不要で仕入税額控除が可能となる特例の対象となる取引については、クレジットカード請求明細書に基づいて仕入税額控除に係る処理を行ったとしても問題ありません。

また、ETCの利用に係るクレジットカード請求明細書は、ETC利用照会サービスから ダウンロードした利用明細書(高速道路会社等ごとに任意の一取引)と合わせることで、 簡易インボイスの記載事項を満たすものとなるので、その場合は保存が必要になります。

カードで支払った領収書等は、現金等で支払った領収書と区別して保存しましょう。 クレジットカード請求明細書には、取引内容、消費税率、取引先の登録番号の有無を記入 し事務の効率化をはかりましょう。